

(案)

平成13年7月31日
国総動第50号

各団体の長あて

国土交通省総合政策局長

マンション管理の適正化の推進に関する法律の施行について

マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）は、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的として策定され、平成12年12月8日に公布された。また、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）は本年7月4日に、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）は本年7月19日に公布された。

これらは、いずれも本年8月1日から施行されることとなるので、下記の点に留意の上、制度の的確かつ円滑な運用に特段の配慮をされるよう、貴団体加盟の業者に対する周知徹底及び指導を行われたい。

なお、国土交通省告示第1278号により、昭和60年建設省告示第1115号（中高層分譲共同住宅管理業者登録規程）及び昭和62年建設省告示第1035号（中高層分譲共同住宅管理業務処理準則）は廃止することとしたので留意願いたい。

記

- 1 本法の施行により、平成14年5月1日からは、マンション管理業を営もうとする者は国土交通大臣の登録を受けなければマンション管理業が営めなくなるが、この登録のためには、事務所ごとに管理業務主任者を置く等所要の準備が必要であるので留意されたい。
- 2 また、本法の施行の際現にマンション管理業を営んでいる者は平成14年4月30日までは国土交通大臣の登録を受けなくても、引き続きマンション管理業を営むことができるが、重要事項説明、管理委託契約書面の交付義務、修繕積立金等財産の分別管理等の一定の業務規制が課されることとなるので留意されたい。